

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 2年10月 1日 (木) 午後1時30分から午後2時5分

2. 開催場所 宇和島市立総合福祉センター4階ホール

3. 出席委員 (43名)

会長 6番 小林 輝彦
 会長職務代理者 1番 赤松 宣生

農業委員

2番	氏原 邦弘	3番	大塚 武司
4番	岡田 久史	5番	河野 行雄
7番	清家 茂	8番	清家 多美雄
9番	清家 行範	10番	高木 常樹
		12番	武川 豊茂
13番	竹葉 邦政	14番	玉木 邦英
15番	西田 正枝		
17番	平松 和男	18番	福岡 正彦
19番	藤岡 功	20番	松本 高秋
21番	山口 一光	22番	山口 義幸
23番	山本 義広	24番	和田 恵子

最適化推進委員

1番	赤松 聡	2番	井上 和久
3番	小笠原 梅義	4番	木村 繁一
5番	清家 宏	6番	瀧水 朝男
7番	谷口 貴	8番	永井 一洋
9番	樋口 秀雄		
11番	兵頭 三千雄	12番	平山 源一郎
13番	廣見 正信	14番	藤井 万一郎
15番	細川 一男	16番	堀田 善春
		18番	丸山 哲史
19番	森岡 八重子	20番	安岡 賢司
21番	山口 兼史	22番	山本 一也
23番	吉見 一弥		

4. 欠席委員 (4名)

農業委員 11番 高田 博明 16番 濱田 金治

最適化推進委員

10番 兵頭 高広 17番 松下 雅子

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

1番 赤松 宣生 2番 氏原 邦弘

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合
 意解約通知について
 報告第3号 諸証明について
 報告第4号 農地転用許可後における工事進捗状況報告書について
 報告第5号 農地転用事業計画変更承認について
 報告第6号 農地転用確認交付申請書について
 報告第7号 農地法第5条許可（令和2年8月定例総会分）について
 （令和2年8月15日～令和2年9月15日までの事務局処理事案）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用
 地利用集積計画（案）の決定について
 報告第5号 宇和島市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任・委嘱について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	次長兼管理係長	今西 愛典
農地係長	濱田 英樹	専門員	境本 博佳
主査	中川 弘徳	事務補助	山本 真由実

7. 産業経済部職員

農林課長 和田 恵朗

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席下さい。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモードへの変更をお願いいたします。

《 会 長 》

失礼いたします。現在の出席人数は農業委員22名、農地利用最適化推進委員21名であります。定足数に達しておりますので、令和2年10月定例総会を開会いたします

《庵崎局長》

小林会長より、ご挨拶をお願いいたします。

《 会 長 》

失礼いたします。改めましてこんにちは、若干、本当に秋らしくなって、このまま冬がきてもおかしくない様な肌寒い朝夕の冷たさが、ひんやりと気持ち良く肌を通っていくのではないかなと感じております。こういう時期になりますと、山々が黄色く色づいてきて、柑橘農家としてはこれからもう戦争、収穫、戦争のような感じになってきます。

また水田等まだ後期の田も若干残っているようですが、大方南予地区は済んだのではないかなと思います。今年もかなりウンカの被害が水田の方は出ているようで、中予、東予かなり枯れた水田の景色があるという事を聞いております。柑橘なんかにも言える事なんですけども、病害虫等の発生とか多様化してきております。使える農薬も限られてますからスプリンクラー防除等も苦勞する事が多いんじゃないかなと心配しているんですけど、まあ、こればかりは安全安心をモットーにやっっていかなければなりませんので、どうしようもない事なんです、何かと苦勞は多いとは思いますが、知恵を絞って皆で考えて対応していただきたいと思います。

さて、愛媛新聞を見られた方はご存知だと思います。愛媛県が農林水産賞の表彰の欄がありました。南予地域では若い人達を支えに頑張っております玉津柑橘倶楽部を中心とした吉田の農業後継者協議会が奨励賞、それからミマメンの若いグループの方も奨励賞を頂いております。若い子らが活発に活動することに対して評価を頂いたというのは、大変地域としても誇れるのではないかなと考えています。これからもやっぱし車輪の後ろは若手に担ってもらって、それで知恵と経験で前輪をつかさどる高齢者の方達も一緒に前に進んで行くのが一番良いのではないかなと考えておりますので、よろしく願いしとったらと思います。

委員3年の任期も、後30日の総会で締め括りでございます。大変長い3年という時間でございます。あっという間に過ぎた方も居られるのではないかなと思っています。

後で話をしようかと思っていたのですが、私自身が慰勞会を考えていたのですが、状況が状況でまだ多人数の宴会というのはやはりまだ規制がございます。それで言い続けてきたんですけども、もうお断りをいたしまして30日の皆さんとの慰勞会は中止させていただきたいと考えております。できればこじんまりと各地区で勞をねぎらってやっていただいたらと考えておりますので、そこら辺はご理解、ご協力願えとったらと思いますので、よろしく願いしたらと思います。

まあ後、今日と30日の2回でございますが、よろしく願いしとったらと思います。簡単ですが挨拶に代えさせていただきます。

欠席報告をお願いします。

《今西次長》

失礼します。本日は高田委員、濱田委員、松下推進委員、兵頭高広推進委員が所用のため欠席です。以上です。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人に赤松宣生委員、氏原委員を指名いたします。

まず報告第1号から第7号までを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(報告第1号から第7号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

只今、事務局より報告第1号から第7号までの報告がありました。
何かご質問等ないでしょうか。

(質 問 、 意 見 な し)

ないようですので、以上で報告を終わります。

続きまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

議案第1号、事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであります。3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《山口兼史委員》

102番について説明いたします。〇〇〇〇さん、二人共、△△△△さんなのですが、高齢のためもう耕作できないということで、もう一人の□□□□さんが作っていくという事で、使用貸借権設定となりました。◇◇◇◇さんは協力員をやってもらって、真面目に農業をやっておられますので問題ないと思います。

《大塚委員》

103番の〇〇〇〇君は補助事業の申請のため、父親の△△△△さんの土地を借りておこなうという事で何ら問題ございません。

《竹葉委員》

失礼します。104番についてご説明申し上げます。〇〇〇〇君、46歳で有望な後継者でございます。この度、隣接している△△△△さんの土地を所有権移転という事で話がまとまったようで、利便性また経営拡大で有効な土地ですので話がまとまったようです。何ら問題ないと思います。以上です。

《小林委員》

失礼いたします。105番、106番の案件についてご説明いたしたいと思ひます。この2つの案件とも〇〇〇〇さん、京都府に在住なのでございますが、もう高齢で耕作ができないという事で、△△△△さん、□□□□さん両方の人で前から貸借をして作られております。今回、所有権移転という事で、双方で話が付いたようでございます。◇◇◇◇さん、〇〇〇〇さんは地域で熱心に農業をやられている方です。別段、問題ないと思ひます。以上です。

《堀田委員》

107番、〇〇〇〇さんは実家が丁度、△△△△さんの近所でございますが、農地も近くにある訳でございますが、こっちは帰らないという事でございまして、二人の間で所有権移転の話ができました。□□□□さんは70歳過ぎておりますが熱心に農業をされておりますので何ら問題ないと思ひます。

《山本義広委員》

108番について説明いたします。〇〇〇〇さんは、ご主人が亡くなられてまして高齢であります。△△△△さんは若手で熱心に農業をやっております。何ら問題ないと思ひます。

《丸山委員》

109番について説明をいたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子関係であります。そういう事で何ら問題ないと思ひます。

《清家宏委員》

110番、111番についてご説明いたします。

〇〇〇〇さんと△△△△さんは孫とお爺さんの関係でございます。これは報告2号にありました□□□□さんと◇◇◇◇さんとの使用貸借を解消して、孫がお爺さんから貸借するという事で何ら問題ありません。

111番、〇〇〇〇さんと△△△△さんでございますが、今まで□□□□さんが◇◇◇◇さんから土地を借り受けて作っていた所を、改めて買い受けるという事でございます。何ら問題ないと思ひます。

《河野委員》

112番、113番について説明いたします。

112番、〇〇〇〇さん、△△△△さん。□□□□さんは◇◇◇◇さんの隣に家が建ってございましたけれども、先般の西日本豪雨によりまして〇〇〇〇さんの家が被災しました。現在取り壊して更地になっております。それで両家で話がまとまりまして、△△△△さんの家に行く進入路並びに畑、この間については畑にするという事でございます。何ら問題ないと思ひます。

113番について説明いたします。□□□□さんと◇◇◇◇さんは親子でございます

す。次年度改植をするという事で、現在は〇〇〇〇さんの名義ですけれども、△△△△さんと使用貸借権を結ばなければならないという事で、改植のために使用貸借権を設定いたします。何の問題もないと思います。

《赤松聡委員》

114番、115番について説明いたします。

114番の〇〇〇〇君と△△△△さんは親子関係であります。改植事業のため使用貸借権設定でございます。

115番、これは交換分合によって名義がまだ変わっていなかったという事で、今回、名義変更の所有権移転という事で何ら問題ありません。

《清家多美雄委員》

116番、117番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは従兄弟で、今まで□□□□さんが作っていた所を正式に所有権移転で、◇◇◇◇さんから所有権移転という事でございます。

117番、〇〇〇〇さんと△△△△さんは夫婦で、年はいっているのですが、どちらも真面目に仕事をしていて、ミカンの収穫の時には孫や子供が手伝いに来て真面目にやりよるので、何ら問題ないと思います。

《赤松宣生委員》

失礼します。118番について説明いたします。〇〇〇〇さんは熱心にミカンを作っています。△△△△さんと□□□□さんは親子関係で別に問題ありません。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり許可することと決定いたします。

続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

議案第2号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《竹葉委員》

失礼します。7番についてご説明申し上げます。先日、9月28日月曜日に会長始め事務局並びに申請者、行政書士と現地の方の確認をして参りました。この土地は昭和46年頃に、申請者の祖父に当たる方が賃貸住宅として建設された土地でございます。当時、一部地目変更をしていない、農地転用していないという事がありまして、今回、本人さんも反省されて、今後はこんな事のないように十分注意するという事を確認していただきました。現状で周りの農地に対する影響等はほとんどないと思われれます。始末書も出ているようでありまして、問題ないと思っております。

《 会 長 》

はい。ただいま担当委員の意見が終わりました。どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。

よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第3号議案書をもとに朗読、説明)

議案第3号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《清家茂委員》

それでは濱田委員が欠席ですので、私の方から18番について説明いたします。〇〇〇〇さんが△△△△、会社の方に所有権移転をするという事です。資材置場として使用するという事です。28日に現地調査をおこなったそうです。本人の方から現地については何の問題ないという風に伺っております。

《竹葉委員》

失礼します。19番についてご説明申し上げます。これは兵頭高広委員が今回、欠席ですので私の方が代わりにご説明申し上げます。

所有者の〇〇〇〇さんは高齢で、中々農業をする事ができないという事で、今回、譲受人の△△△△さんが自己住宅の建設をしたいという事で話がまとまったようでございます。建設の折には土砂の流出のないようにしっかりと工事をするという事でした。何ら問題ないと思います。

《大塚委員》

20番でございます。先月28日に現地確認をして参りました。〇〇〇〇君は現在、借家住まいでございます。祖母所有の土地を借りて住宅を建設したいという事で、使用貸人の△△△△さんも使用借人の要望に答えるという事でございます。何ら問題ありません。

《兵頭三千雄委員》

21番について説明します。〇〇〇〇さんの土地を株式会社△△△△さんが介護用を目的としたランドリー併設型フィットネススクールを設置するため、貸借するという申請です。この案件については9月28日に会長始め関係者等で現地調査を行っております。既にこの土地は埋め立てられていたので、今回、申請地が農地である事が分かり農地法の許可が必要であるということを知り申請に至りました。

この農地は転用する事によって周囲に被害はなく問題ないと思います。また既に埋め立てられていますので、違反転用になりますが始末書が出されております。現地調査の時には今後このような事がないように指導をしております。問題ないと思います。

22番について説明します。〇〇〇〇さんの土地を、孫の△△△△さんが譲り受けて住宅及び駐車場にするという申請です。この案件については9月28日に会長始め関係者で現地調査を行っております。この土地を転用する事によって周囲に被害はなく何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

《井上委員》

はい。失礼いたします。先程の議案20番の写真を拝見した所、畑という地目にはち

よっと見えない状態なのですが、始末書は出ているのでしょうか。
すぐにこう車でも置けそうな状態みたいなのですが。

《濱田係長》

失礼します。神社のちょっと奥の方に見える物、石の部分だと思うのですが、手前の方の生垣の所に石積みがあった訳なのですが、ちょっと早かったんですけども、整地するためにその石垣を撤去して、今、借置きをしている状況になっておりますので、そういった形で始末書は今回は提出はいいだろうという事で事務局の方は判断しております。

《井上委員》

はい。分かりました。

《 会 長 》

井上委員さんよろしいですか。

《井上委員》

はい。

《 会 長 》

他にございませんでしょうか。

(質 問 、 意 見 な し)

はい。意見がないようですので採決をいたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

はい。挙手全委員です。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(議案第4号議案書をもとに朗読、説明)

議案第4号の利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。ただ今事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。
よろしくをお願いします。

《氏原委員》

153番について説明いたします。〇〇〇〇さんは△△△△さんの樹園地を借りて耕作をしていますが、この度賃貸借権設定をするものであり、□□□□さんは熱心な農家でありまして問題ありません。

《樋口委員》

156番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは地域の中核農家として頑張っておられますので問題ないと思います。

《赤松聡委員》

157番、158番、159番についてご説明いたします

157番、〇〇〇〇さんは熱心に農業をされておられます。後継者も居り更新でございます。何ら問題ないと思います。

158番、〇〇〇〇君、相続人の△△△△さん。この農地は以前より□□□□さんが耕作されております。今回、新規で使用貸借権の設定をしたものです。

159番の〇〇〇〇さんと△△△△さんは、甥と叔父の関係でございます。新規ではございますが□□□□君は真面目に農業をされており何ら問題ないと思います。

《丸山委員》

160番から164番について説明いたします。それぞれ借り方は〇〇〇〇君であります。この前まで個人的にお父さんが貸借をそれぞれの方とやっておりましたが、今回新たに△△△△君が、農業の中心となっておりますので、農業委員会を通して貸借権の設定をしました。新規ではありますが、それぞれ継続みたいなもので何ら問題ないと思っております。

《谷口委員》

166番から182番について説明いたします。こちらの案件は全て、〇〇〇〇を通して契約をしていたものが契約満了となりまして、△△△△から前の状態に戻るものという事なので新規にはなっておりますが更新のような感じですので何ら問題ないと思います。

《清家多美雄委員》

16番について説明いたします。〇〇〇〇君はお婆さん、お母さん、妹さんもミカン作りをしております。2年前の災害で地元の畑が少々傷んで今度は□□□□の△△△△君との売買契約がつき所有権移転という事で何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

《井上委員》

度々すいません。ちょっとお聞きしたいのですが、更新やったら出てないのですが、154番なのですが、これは〇〇〇〇に対して更新という議案になっています。という事は借主が見つからなかったのもまた△△△△にお預けをするという事ですか。

《 会 長 》

そうです。

《井上委員》

はい。分かりました。

《 会 長 》

ちょっと詳しく今西君の方から。

《今西次長》

今回、谷口委員の先程の案件と絡むのですが、この〇〇〇〇さんは終期通知出した時に△△△△に貸したいと言われた方でございます。他の方については地元で話しをして□□□□の方は使わないという事でした。◇◇◇◇さんについてはご本人の希望もあって〇〇〇〇の更新という形となっております。以上です。

《井上委員》

ありがとうございました。

《 会 長 》

はい。どなたかご意見他にございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

ここで農業委員会等に関する法律第31条に基づきまして山本義広委員の退席を求めます。

.....

山本義広委員退席

.....

採決をいたします。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用

集積計画（案）が出ております。計画を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

（ 挙 手 全 委 員 ）

挙手全委員であります。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。

山本義広委員の入室を求めます。

．．．．．

山本義広委員着席

．．．．．

続きまして、議案第5号宇和島市農地利用最適化推進委員の選任・委嘱について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

（議案第5号議案書をもとに朗読、説明）

《 会 長 》

はい。只今、今西次長から説明があったとおりでございます。最適化推進委員につきましては農業委員会の承認が必要となりますので、この総会におきましてとらさしていただけたらと思います。

何かご意見ございませんか

（ 質 問 、 意 見 な し ）

意見がないようですので採決をいたします。

議案第5号宇和島市農地利用最適化推進委員の選任・委嘱についてが出ております。承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

（ 挙 手 全 委 員 ）

挙手全委員であります。よって議案第5号は原案のとおり承認することと決定いたします。

以上で令和2年10月定例総会の議案を終了させていただきます。